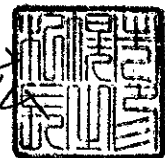


札幌市産業振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第87号

札幌市産業振興センター条例の一部を改正する条例

札幌市産業振興センター条例（平成13年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表 1 事務室及び入居スペースの表中「2,300円」を「2,600円」に改め、
別表 2 事務室及び入居スペース以外の施設の表中

「

3,400円	4,500円	4,500円	11,800円
6,800円	9,000円	9,000円	23,600円
1,500円	2,000円	2,000円	5,250円
3,000円	4,000円	4,000円	10,500円
850円	1,150円	1,150円	3,000円
1,700円	2,300円	2,300円	6,000円
2,200円	2,950円	2,950円	7,700円
4,400円	5,900円	5,900円	15,400円
1,100円	1,500円	1,500円	3,900円
2,200円	3,000円	3,000円	7,800円
750円	1,000円	1,000円	2,600円
1,500円	2,000円	2,000円	5,200円
1,650円	2,200円	2,200円	5,750円
3,300円	4,400円	4,400円	11,500円
600円	800円	800円	2,100円

「

3,750円	5,050円	5,050円	13,150円
7,500円	10,100円	10,100円	26,300円
1,700円	2,250円	2,250円	5,900円
3,400円	4,500円	4,500円	11,800円
1,000円	1,300円	1,300円	3,400円
2,000円	2,600円	2,600円	6,800円
2,450円	3,250円	3,250円	8,500円
4,900円	6,500円	6,500円	17,000円
1,200円	1,600円	1,600円	4,200円
2,400円	3,200円	3,200円	8,400円
800円	1,100円	1,100円	2,850円
1,600円	2,200円	2,200円	5,700円
1,800円	2,450円	2,450円	6,350円
3,600円	4,900円	4,900円	12,700円
550円	700円	700円	1,850円

を

に、

1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
1,050 円	1,400 円	1,400 円	3,650 円
2,100 円	2,800 円	2,800 円	7,300 円
3,200 円	4,300 円	4,300 円	11,200 円
6,400 円	8,600 円	8,600 円	22,400 円
1,600 円	2,150 円	2,150 円	5,600 円
3,200 円	4,300 円	4,300 円	11,200 円
1,300 円	1,750 円	1,750 円	4,550 円
2,600 円	3,500 円	3,500 円	9,100 円
200 円			
10,450 円	13,900 円	13,900 円	36,350 円
20,900 円	27,800 円	27,800 円	72,700 円

1,100 円	1,400 円	1,400 円	3,700 円
1,100 円	1,450 円	1,450 円	3,800 円
2,200 円	2,900 円	2,900 円	7,600 円
3,550 円	4,750 円	4,750 円	12,400 円
7,100 円	9,500 円	9,500 円	24,800 円
1,800 円	2,400 円	2,400 円	6,250 円
3,600 円	4,800 円	4,800 円	12,500 円
1,450 円	1,900 円	1,900 円	5,000 円
2,900 円	3,800 円	3,800 円	10,000 円
200 円			
11,600 円	15,500 円	15,500 円	40,450 円
23,200 円	31,000 円	31,000 円	80,900 円

「200 円（駐車時間が 2 時間を超える場合は、200 円に当該超える時間 30 分までごとにつき 100 円を加算した額）」を「30 分までごとにつき 100 円」に、「10,000 円」を「11,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第 3 項の規定 公布の日

(2) 別表 2 事務室及び入居スペース以外の施設の表の改正規定並びに附則第 5 項及び第 7 項の規定 令和 7 年 10 月 1 日

（準備行為）

- 改正後の別表 1 事務室及び入居スペースの表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 改正後の別表 2 事務室及び入居スペース以外の施設の表に規定する使用料の徴収は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 改正後の別表 1 事務室及び入居スペースの表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表 2 事務室及び入居スペース以外の施設の表の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 この条例の公布の際現に札幌市産業振興センター条例第3条第1項の承認（次項において「承認」という。）を受けている事務室及び入居スペースの使用に係る使用料については、附則第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この条例の公布の際現に承認を受けている事務室及び入居スペース以外の施設の使用に係る使用料については、附則第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。